

北海道医療費適正化計画【第三期】の概要

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

- 本道の状況
 - ・ 広大な面積の中で人口が分散している地域特性や、積雪、寒冷といった自然的要因のほか、少ない一世帯当たり人員や高齢者のみ世帯割合の高さなどから家庭での介護力・支援力に欠けることが推測される。これらのことがあいまって、全国に比べて病床数が多く、入院期間も長くなっており、一人当たり医療費が高い状況が続いている。
- ↓
- ・ 健康の保持に向けた生活習慣病の予防対策の取組継続や、後発医薬品の使用、適正受診・適正投薬をはじめとした医療の効率的な提供など、現状や地域の実情を踏まえつつ、「第三期計画」を策定することで、医療費適正化を総合的に推進する。

2 計画の位置づけ

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条に基づく都道府県計画。
- 本計画と密接な関係を有する「北海道医療計画」や「北海道健康増進計画」、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「北海道国民健康保険運営方針」と一体的・総合的に推進。

3 計画の期間

- 平成30年度から平成35年度まで

4 計画に掲げる事項

- 道民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関し、達成すべき目標
- 目標を達成するために道が取り組むべき施策や、保険者・医療機関等の連携及び協力
- 計画期間における医療費の見通し 等

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

1 医療費の動向

区 分	年度	医 療 費	備 考
全国の医療費	H27	約42兆3,644億円	対前年度比1兆5,573億円増(3.8%増)
全国の後期高齢者医療費	H27	約15兆1,323億円	全国医療費の約4割
本道の医療費	H27	約2兆1,184億円 (全国5位)	
本道の後期高齢者医療費	H27	約8,331億円 (全国3位)	全道医療費の約4割 1人当たり医療費 約110万円(全国3位)

2 生活習慣病やメタボリックシンドロームの状況 (平成27年度)

- 本道の死亡原因及び医療費
 - ・ がんや糖尿病など主な生活習慣病による死亡割合 ～ 45.5%
 - ・ がんや糖尿病など主な生活習慣病による医療費の占める割合 ～ 33.5%
- 本道の生活習慣病の状況
 - ・ メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合
40～74歳の男性2.5人に1人、女性9人に1人と推計。
- 主な生活習慣病の本道の受療動向
 - ・ 外来受療率は、脳血管疾患、がんが全国平均を上回る。
 - ・ 入院受療率は、脳血管疾患、虚血性心疾患、高血圧性疾患、糖尿病、がんが全国平均を上回る。
- 特定健康診査・特定保健指導等の実施状況

区 分	全 国	道
特定健康診査実施率	50.1%	39.3% (47位)
特定保健指導実施率	17.5%	13.5% (45位)
メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合(特定健診受診者比)	26.2%	27.4%

3 病床数の状況（平成28年）

	総病床	一般病床	精神病床	療養病床	結核病床	感染症病床
本道の病床数	101,888床	58,601床	20,124床	22,837床	232床	94床

4 平均在院日数の状況（平成28年）

区 分	全 国	道
全病床の平均在院日数 () 内は、介護療養の病床除いたもの	28.5日 (27.5日)	32.1日 (30.9日)

第3章 基本理念と目標

1 基本理念

- 生活の質の維持及び向上
- 超高齢社会への対応
 - ・高齢化の進行により平成47年には、生産年齢人口(15～64歳)1.4人で1人の高齢者を支えることを想定。
- 目標及び施策の達成状況等の評価

2 医療費適正化に向けた目標

健康の保持の推進に関する達成目標及び医療の効率的な提供の推進に関する達成目標

- 道が設定する数値目標（平成35年度）

区 分	目 標 値
1 特定健康診査の実施率	70%
2 特定保健指導対象者の減少率	▲ 25% (H20年度比)
3 特定保健指導の実施率	45%
4 たばこ対策【追加】	
: 成人の喫煙率	12%以下
: 妊婦・産婦の喫煙率	0%
: 喫煙経験のある未成年者(過去1ヶ月)	0%
: 日常生活で受動喫煙の機会を有する者の割合	0% 3%以下 15%以下 受動喫煙のない職場の実現 (H32年度)
◇行政機関、医療機関	
◇家庭	
◇飲食店	
◇職場	
5 後発医薬品の使用促進【追加】	80%以上(H32年9月)

- 道の施策に関する目標

区 分	内 容
1 予防接種の推進【追加】	・予防接種の重要性、ワクチンの正しい知識を普及啓発し、適切な予防接種の推進。
2 生活習慣病の重症化予防の推進【追加】	・医療関係者や保険者と連携し、糖尿病重症化予防の取組の推進。
3 入院と在宅等の調和	・医療提供体制の整備や地域包括ケアシステムの構築のほか、患者の健康増進や在宅医療の体制の充実などを通じて、入院と在宅等の調和を図る。
4 医薬品の適正使用の推進【追加】	・「かかりつけ薬剤師・薬局」の役割や重要性の普及啓発や、道内の薬局の情報を道のホームページで公表。 ・重複投薬の是正と、複数種類の医薬品による副作用などのリスク防止のため、「お薬手帳」の普及啓発の取組の拡大。

3 計画期間における医療費の見通し

- 本道の医療費の推計（厚労省提供の「医療費適正化計画推計ツール」を使用）

(単位：億円)

区 分	H30 (A)	H35 (B)	増減(B-A)	効果額(②-①)
・取組をしなかった場合	22,136	24,815	+2,679 ①	▲ 299
・取組により目標を達成した場合		24,516	+2,380 ②	

第4章 目標を達成するために道が取り組むべき施策

1 健康の保持の推進に関する施策

施策	主な取組
1 保険者による特定健康診査及び特定保健指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保健事業の企画立案や実施、評価を担う人材育成。 市町村国保に対する特定健康診査等に要する費用の助成。
2 保険者と市町村、事業所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 未受診者に対する受診勧奨の手法や受診率向上に有効な取組について、情報交換の実施。
3 生活習慣病等の対策	
(1) 食生活や運動による健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> バランスの取れた食事の普及啓発や運動環境の整備・活用の促進。
(2) 糖尿病等の生活習慣病の重症化予防 【追加】	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体と連携し、生活習慣改善の重要性等の普及啓発。 「北海道糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、市町村や保険者の取組の支援。
(3) がん対策 【追加】	<ul style="list-style-type: none"> 早期発見のためのがん検診や感染予防に向けた正しい知識の普及啓発。 「野菜・果物摂取量の増加」、「定期的な運動の継続」など日本人に推奨できるがんの予防法の普及啓発。
(4) たばこ対策	<ul style="list-style-type: none"> イベントやホームページ等により喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発。 学校等が行う未成年者喫煙防止の取組の支援。
(5) 歯と口腔の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> 「北海道歯科保健医療推進計画」に関する施策の推進。 フッ化物洗口の推進のため、市町村・教育委員会へ働きかけの実施。
4 その他の取組	
(1) インフルエンザ予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種の重要性の普及啓発やインフルエンザ発生动向に関する情報の収集・提供に努め、予防接種率向上への支援の実施。
(2) 高齢者の健康づくりや介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対し、技術的な助言や事業支援のほか、先進事例の紹介。 市町村支援のため、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する調査・検討。
(3) 高齢者の積極的な社会参加	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター等の活動を促進するなど、就業機会の確保に向けた支援の実施。 専門的・多様化する学習ニーズに対応するため、生涯学習の充実。

2 医療の効率的な提供の推進に関する施策

施策	主な取組
1 医療機関の機能分担・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・病床機能の役割分担・機能分化について、医療機関の自主的な取組に加え、地域医療構想調整会議等で継続協議を行うなど取組の推進。 ・地域医療の確保に向け、連携・広域化について地域での具体的な取組の促進。
2 地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、関係者による協議の場を設け、より緊密な連携。 ・住み慣れた地域で暮らしながら在宅医療を受けられる体制整備のため、人材の確保・養成の推進。
3 後発医薬品の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会と連携して後発医薬品の数量シェアを把握し、市町村に対して情報提供するほか、必要な助言の実施。 ・市町村が行う後発医薬品自己負担差額通知に対する支援。
4 重複受診や頻回受診等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・重複受診者への訪問指導に取組む保健師等を対象とする研修会の開催など、訪問指導の充実に向けた取組の促進。
5 重複投薬等の適正化 【追加】	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や保険薬局に「お薬手帳」を提示することで、適切な投薬につながることから、「お薬手帳」の普及啓発。
6 診療報酬明細書(レセプト)等の点検の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して、診療報酬請求事務に係る支援の実施。 ・市町村に対して、点検の要点をまとめた点検項目一覧の作成やレセプト点検員対象の研修会など各種取組の支援。
7 ICT化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関間又は医療機関と介護保険事業所間で患者情報を共有するためのネットワーク構築や導入に対する支援。
8 国保データベース(KDB)の活用 【追加】	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道国保連合会とともに、市町村に対して国保データベースの積極的な活用の周知。

第5章 計画推進に向けた体制整備と関係者の役割

1 体制整備と関係者の連携及び協力

区分	主な内容
1 道の保険者協議会への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から道も保険者として保険者協議会に参画。 ・健康増進や医療費適正化の取組について、関係者と連携して、効果的に促進。
2 保険者等関係者の連携及び協力	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等を活用して、保険者、健診・保健指導機関、医療機関、介護サービス事業者等と情報交換を行い、連携・協力体制の構築。

2 道や関係者の役割

関係者	主な内容
1 道の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向けて主体的な取組の実施。 ・平成30年度からは、国保の財政運営の責任主体として、保険者機能を発揮する役割。
2 保険者等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険を運営する主体としての役割。 ・保健事業を通じた加入者の健康管理や医療提供体制側への働きかけ等、保険者機能の強化。
3 医療の担い手等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や歯科医師、薬剤師など医療の担い手のほか、医療提供施設の開設者や管理者は、特定健診等の実施や医療の提供に際し、質が高く効率的な医療を提供する役割。
4 道民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの加齢に伴って生じる心身の変化等を自覚するとともに、病気との上手なつきあい方を意識し、体調の保持に努める役割。

第6章 計画の推進

1 PDC Aサイクルに基づく計画の推進

- 定期的に計画の達成状況を点検し、PDC Aサイクルに基づく管理の実施。

2 計画の達成状況の評価

- 進捗状況の公表・調査・分析、実績の評価 等

3 計画の周知

- 市町村、保険者等の関係者への配付や道のホームページにより周知。